平成２２年（フ）第２９８号
青森県黒石市八甲96番地14　クライム八甲102号
債務者　岩渕富士子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第３５３号
奈良市三条栄町11番15号
債務者　中森小夜子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４１４号
奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西３丁目９番８号
債務者　山下　邦人
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５７７号
奈良県桜井市大字桜井1131番地の18
債務者　佐藤　幸登
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６０４号
奈良県山辺郡山添村大字三ケ谷1359番地の１
債務者　今谷　哲也
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２５９号
神奈川県横須賀市小矢部２丁目37番４号
債務者　杉嵜美由紀
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２７９号
青森県弘前市大字茂森町170番地　三国コーポ６号
債務者　山内　　博
1　決定年月日時　平成22年12月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２８５号
青森県弘前市大字新岡字萩流182番地２
債務者　今　　秀郎
1　決定年月日時　平成22年12月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第３１５号
神奈川県横須賀市佐原３丁目19番10号
債務者　千代崎博美
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第７５１号
和歌山県海南市船尾222番地、住民票上の住所和歌山県海南市黒江414番地
債務者　土山　拓己
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第６００号
和歌山市木ノ本226番地の12
債務者　平尾　裕美
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第６０７号
和歌山市太田４丁目７番５号　A302
債務者　向竹　洋子
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第６０８号
和歌山市田屋151番地の２
債務者　浜﨑　　徹
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第６０９号
和歌山市田屋151番地の２
債務者　浜﨑　初美
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第６２１号
和歌山市有本92番地　シャンティイ中ノ島103号室
債務者　稲永　優一
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第６４３号
和歌山市津秦126番地の12
債務者　川口　泰弘
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第６４７号
和歌山県岩出市宮42番地の10
債務者　岩本　安代
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第６６１号
和歌山市新中島133－６、住民票上の住所和歌山市上三毛476番地の３
債務者　田尻　　茂
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係